

2026年6月

医療関係者 各位

陽進堂ホールディングス株式会社
医薬営業本部

弊社製品の供給に関するお知らせとお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、想定を上回るご注文を頂いており、既採用の医療機関様への安定供給に支障を来たす状況となっております。

可能な限りご要望にお応えするよう努力をしておりますが、現時点での生産計画、在庫状況に鑑みますと、すべてのご要望に十分お応えできない状況です。そのため、別添のリストに記載しております弊社製品につきまして、特約店様及び販売会社様への限定出荷を開始することと致しました。

皆様にはご迷惑をおかけすることになり大変申し訳なく存じますが、何卒諸事情ご賢察の上、ご理解をご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

謹白

記

対象品目：21品目

対象品目は別添リストをご参照ください。

問い合わせ先

陽進堂ホールディングス株式会社 お客様相談室

電話番号 0120-647-734

【別添】対象品目(2026.6.23 時点)

	製品名	出荷状況	対応状況
1	YD ソリター-T1 号輸液 200mL	D. 薬価削除予定	⑤供給停止
2	YD ソリター-T1 号輸液 500mL	D. 薬価削除予定	⑤供給停止
3	YD ソリター-T3 号輸液 200mL	D. 薬価削除予定	②限定出荷（自社の事情）
4	YD ソリター-T3 号輸液 500mL	D. 薬価削除予定	②限定出荷（自社の事情）
5	YD ソリター-T3 号 G 輸液 200mL	D. 薬価削除予定	②限定出荷（自社の事情）
6	YD ソリター-T3 号 G 輸液 500mL	D. 薬価削除予定	②限定出荷（自社の事情）
7	イフェンプロジル酒石酸塩錠 10mg「YD」	C. 出荷停止	⑤供給停止
8	イフェンプロジル酒石酸塩錠 20mg「YD」	C. 出荷停止	⑤供給停止
9	インドメタシンパップ 70mg「YD」	D. 薬価削除予定	⑤供給停止
10	エタネルセプト BS 皮下注 10mg シリンジ 1.0mL 「TY」	C. 出荷停止	⑤供給停止
11	エタネルセプト BS 皮下注 25mg シリンジ 0.5mL 「TY」	C. 出荷停止	⑤供給停止
12	エタネルセプト BS 皮下注 50mg シリンジ 1.0mL 「TY」	C. 出荷停止	⑤供給停止
13	エタネルセプト BS 皮下注 50mg ペン 1.0mL 「TY」	C. 出荷停止	⑤供給停止
14	ジクロフェナク Na 錠 25mg「YD」	C. 出荷停止	⑤供給停止
15	ドンペリドン錠 5mg「YD」	C. 出荷停止	⑤供給停止
16	ニザチジンカプセル 75mg「YD」	D. 薬価削除予定	⑤供給停止
17	ニザチジン錠 150mg「YD」	D. 薬価削除予定	⑤供給停止
18	フレスミン S 注射液 1000 μ g	A プラス. 出荷量増加	②限定出荷（自社の事情）
19	モンテルカストチュアブル錠 5mg「YD」	C. 出荷停止	⑤供給停止
20	モンテルカスト錠 5mg「YD」	C. 出荷停止	⑤供給停止
21	モンテルカスト錠 10mg「YD」	C. 出荷停止	⑤供給停止

出荷状況、対応状況の用語定義（2023年3月1日付 日薬連発第137号）

【製造販売業者の「出荷量^{※1}」の状況】

- A. プラス・出荷量増加：比較対象期間の出荷量^{※2}又は市場予測による予定出荷量と比較して概ね110%以上の出荷状況
- A. 出荷量通常：比較対象期間の出荷量又は市場予測による予定出荷量と比較して概ね90%以上110%未満の出荷状況
- B. 出荷量減少：比較対象期間の出荷量又は市場予測による予定出荷量と比較して概ね90%未満の出荷状況
- C. 出荷停止：市場に出荷していない状況
- D. 薬価削除予定：厚生労働省へ「薬価基準収載品目削除願」を提出し、薬価削除に向け対応を行っている状況（既に薬価削除の承認が得られている状況）

【製造販売業者の「出荷対応」の状況】

- ① 通常出荷：全ての受注に対応できている、又は十分な在庫量が確保できている状況
- ② 限定出荷（自社の事情）：自社の事情^{※3}により、全ての受注に対応できない状況
- ③ 限定出荷（他社品の影響）：他社品の影響^{※4}等にて、全ての受注に対応できない状況
- ④ 限定出荷（その他）：その他の理由^{※5}にて、全ての受注に対応できない状況
- ⑤ 供給停止：様々な理由により、供給を停止している状況

※1：出荷量とは、出荷可能量（出荷量＋自社在庫量）とする。

※2：比較対象期間の出荷量とは、原則として前年度（4月～3月）の月平均出荷量とする。

但し、季節性製剤や新規収載品目、直近の期間で急激な需要の増減があった製剤などについては、市場予測による予定出荷量など、適宜定義を設定することとする。

※3：「自社の事情」とは、製造販売業者の責任の範囲内の事情（原薬を含む原材料の調達トラブル、製造トラブル、品質トラブル、行政処分など（製造委託先も含む））

※4：「他社品の影響」とは、他社品の出荷量減少等に伴う自社品の需要増など

※5：「その他の理由」とは、季節性製剤や一過性需要過多、災害等による被害など

以上